

第12回マナー協議会の資料のご説明について

1 排出ルールの変更について…資料1

筒型乾電池の適正排出の促進やリサイクル工場などでの火災事故の防止のため、令和3年10月1日から「筒型乾電池」と「加熱式たばこ・電子たばこ」の排出ルールを変更します。これに伴い、今年度のカレンダー配付時に、排出ルール変更のお知らせのリーフレットも各家庭にお配りしています。このデータのほか、紙でリーフレットが必要な場合は、環境局環境事業部循環型社会推進課(011-211-2928)までご連絡ください。

2 新型コロナウイルス感染症関連について

(1) 「令和2年度のごみ量の令和元年度との比較」について…資料2

令和2年度のごみ量の令和元年度との比較についてご説明します。昨年度もご説明したとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国が緊急事態宣言を発出し、新しい生活様式等の定着等と呼びかける中で、外出自粛により在宅時間が増えたことで、令和2年度の家庭ごみ量は増加傾向にありました。ごみ種としては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、枝・葉・草、大型ごみが増加しています。

暦の関係で年度により月間の収集日数が異なり、月ごとの増減幅にはばらつきがあるため、平均的な増減は年度の合計でご確認ください。

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る家庭ごみの捨て方」について…資料3

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、継続してごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけるよう呼びかけをしております。

本件は、札幌市公式ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/haishuturuleosirase.html>)にて周知しておりますが、添付資料3のチラシを建物の共用部分に掲示するなど、引き続き、共同住宅入居者への周知についてご協力をお願いいたします。

3 ごみステーション数の状況報告について…資料4

令和2年から令和3年にかけて、ごみステーションは全体で約1,400か所増加しました。共同住宅の専用ごみステーションの伸び方は顕著で、1,400か所のうち、1,000か所を占めております。

本市が令和2年度に実施した不適正排出率の調査では、令和元年度調査結果と比較し、共同住宅エリアでの1回に排出される違反ごみ袋数は減っていますが、不適正排出ごみステーションの割合はやや増えているということから、今後も継続して啓発活動が必要と考えております。

また、「2 区別の共同住宅むね数及び専用ごみステーション数」のとおり、半数以上の共同住宅が専用ごみステーションを設置しています。

現在、既存の共同住宅に係るごみステーションの設置については、6戸以上の物件を対象として「近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持できない場合には、原則として敷地内に居住者専用のごみステーションを設置すること」としておりますが、これまで進めている適正なごみステーションの管理や設置のあり方を明確にし、5戸以下の共同住宅も対象とすることを検討しております。